

総合庁舎等における行政文書等古紙の売払い及び溶解処分仕様書

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 品 名 等 | 総合庁舎等における行政文書等古紙の売払い及び溶解処分 |
| 2 | 予 定 数 量 | 1 4 4 , 0 0 0 kg |
| 3 | 契 約 期 間 | 自：令和7年10月1日 から
至：令和8年9月30日 まで |
| 4 | 物品の引渡基準日 | 別表のとおり |
| 5 | 物品の引渡場所 | 各総合庁舎等 |
| 6 | 物品の引渡方法 | 職員立会いのもと、契約業者において溶解倉庫から古紙の積み出し・回収を行い、同日検査を実施の上、速やかに計量証明書を提出するものとする。 |
| 7 | 物品の機密保持 | 機密保持のため、古紙の計量後は全量を溶解処分の上、溶解証明書を提出するものとする。
また、物品の搬送中においても機密保持に責任を持つものとする。
さらに、京都府が実地調査を求めた場合は速やかに応じるものとする。 |
| 8 | 履行日の延期 | 契約履行に際し、天災、その他不可抗力による等その責めに帰することができない事由又は正当な事由により履行期日に履行できないときは、遅滞なくその事由を届け出て、期日の延長を求めることができる。 |

別表

履 行 場 所	所 在 地	履 行 期 日
京都府宇治総合庁舎	宇治市宇治若森 7－6	毎月第 3 火曜日
京都府乙訓総合庁舎	向日市上植野町馬立 8	毎月第 3 火曜日
京都府田辺総合庁舎	京田辺市田辺明田 1	毎月第 3 火曜日
京都府木津総合庁舎	木津川市木津上戸 1 8－1	毎月第 3 火曜日
京都府亀岡総合庁舎	亀岡市荒塚町 1－4－1	毎月第 2 火曜日
京都府農林水産技術センター	亀岡市余部町和久成 9	
京都府園部総合庁舎	南丹市園部町小山東町藤ノ木 2 1	毎月第 2 火曜日
京都府舞鶴総合庁舎	舞鶴市字浜 2 0 2 0	毎月第 1 火曜日
京都府中丹東保健所	舞鶴市字倉谷 1 3 5 0－2 3	
京都府港湾局	舞鶴市字喜多 1 1 0 5 番 1 舞鶴 2 1 ビル 7 階	
京都府綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁畠 1 0－2	毎月第 1 火曜日
京都府福知山総合庁舎	福知山市篠尾新町 1 丁目 9 1	毎月第 1 火曜日
京都府峰山総合庁舎	京丹後市峰山町丹波 8 5 5	毎月第 1 火曜日
京都府宮津総合庁舎	宮津市字吉原 2 5 8 6－2	毎月第 1 火曜日

※ 履行期日が京都府の閉庁日に当たるときは、その翌開庁日とする。

※ 上記のほか必要があるときは、別途協議の上、履行期日を定める。